

## 病床の整備計画の公募について

県では、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年において、目指すべき医療提供体制を示す「地域医療構想」の実現に向けた具体的な実行計画となるよう、平成30年4月に千葉県保健医療計画を全面改定したところです。

改定において、基準病床数の見直しを行ったところ、一般病床及び療養病床にあっては千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、病床の整備が必要となりました。

そこで、保健医療計画における医療提供体制の整備方針に沿う病床の整備計画について、既存病床数を時点修正（平成30年4月1日時点）の上、公募を行うこととしましたのでお知らせします。なお、実際の病床配分においては、平成30年10月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数を整備することとします。

### 1 公募の対象医療圏及び病床数

一般病床及び療養病床

千葉医療圏 430床

東葛南部医療圏 542床

東葛北部医療圏 682床

※上記の病床数は、平成30年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数です。

### 2 応募条件

下記3の「不足病床の配分の考え方等」に沿う病床の整備計画であること。

### 3 不足病床の配分の考え方等

「千葉県保健医療計画（平成30年4月改定）における不足病床の配分の考え方等について」（千葉県医療審議会病院部会了承済）

一般病床及び療養病床

① 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（平成30年4月改定）における医療提供体制の整備方針との整合性を図る必要がある。

② 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。

ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。

③ 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。

④ 平成34年3月末までの整備又は着工を条件とする。

## 記

### 優先順位

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床※  
イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 平成 29 年度病床機能報告結果(速報値:平成 30 年 6 月 13 日現在)(別添一覧表のとおり)等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能に係る病床のこと。

また、平成 29 年度病床機能報告については、平成 30 年 8 月の公表を予定しており、平成 30 年 6 月 13 日現在においては、その速報値を掲載したもので、御参照ください。平成 29 年度病床機能報告結果の確定値については、公表次第、当該資料の差替えを行いますので、改めて、御確認をお願いします。

なお、確定値の公表前に応募した場合で、公表結果を基に計画書の修正が必要な場合には、御相談いただくようお願いします。

### 4 提出書類及び提出方法

・ 病院開設(増床)計画書 有床診療所開設(増床)計画書

を正副 2 部(応募に必要な説明事項及び添付書類は、ダウンロードしたファイル(ワード)の別紙参照)

・ 提出先:千葉県健康福祉部医療整備課(千葉県庁本庁舎 1 3 階)

電話 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4 担当 室井

・ 提出期限:平成 3 0 年 8 月 2 0 日(月)

※提出は持参にてお願いします(郵送不可)。持参は予約制としますので、事前に電話にて日時を調整いただくようお願いします。

### 5 今後のスケジュール

計画書の提出後、別途指定する日程においてヒアリングをします。

応募者には、開設等を計画している病院等の所在地が属する医療圏に設置されている「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」等において、計画の概要書に基づき、事業計画を説明していただくこととなります。

なお、計画の概要書の作成方法については応募者に対して、後日御説明します。

### 問い合わせ

所属課室 健康福祉部医療整備課医療指導班 室井

電話番号 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4

別添一覽表

(速報値：平成30年6月13日現在)

公募対象区域の機能別病床数及び必要病床数

	高度急性期			急性期			回復期			慢性期		
	必要病床数 (床)	病床機能 報告(床) ※	差	必要病床数 (床)	病床機能 報告(床) ※	差	必要病床数 (床)	病床機能 報告(床) ※	差	必要病床数 (床)	病床機能 報告(床) ※	差
千葉	1,077	937	△ 140	3,028	4,386	1,358	2,520	994	△ 1,526	1,859	1,644	△ 215
東葛南部	1,376	1,820	444	4,783	5,575	792	4,072	1,453	△ 2,619	2,779	2,105	△ 674
東葛北部	1,386	1,841	455	4,227	4,941	714	3,647	1,110	△ 2,537	2,439	1,705	△ 734
三医療圏計	3,839	4,598	759	12,038	14,902	2,864	10,239	3,557	△ 6,682	7,077	5,454	△ 1,623

※ 平成29年度病床機能報告(速報値)

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

病院開設（増床）・有床診療所開設（増床）予定者

住所

名称 ㊞

## 病院開設（増床）計画書 有床診療所開設（増床）計画書

次のとおり、病院開設（増床）・有床診療所開設（増床）計画について提出します。

病院の名称  
診療所の名称

開設（増床）予定地

開設（増床）予定を含めた病床数、病床種別、病床機能及び病床数の積算根拠  
※「病床機能」については、平成 29 年度病床機能報告を踏まえて、医療機能及び数値を記載してください。

## 別紙) 整備計画の説明に必要な事項等

### 1 病院の現状

病床数 (平成 30 年 7 月 1 日現在)

病棟名	病床種別	病床機能区分(※1)	許可病床数	稼働病床数	非稼働病床数(※2)	入院基本料 特定入院料
計						

※1 病床機能区分は、平成 29 年度病床機能報告を踏まえて記載してください。

※2 非稼働病床数は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を記載してください。

### 2 病院 (有床診療所) 開設 (増床) に係る計画の概要

(1) 開設 (増設) 趣意等

(2) 新たに整備する病床の整備計画 (説明及び整備計画表の作成)

(例) 40 床の配分を受け、病棟の再編により急性期 10 床を回復期に転換し、新たに回復期を 50 床整備する場合

整備計画表

病棟名	病床種別	病床機能区分(※)	許可病床数	整備後の 予定病床数	増減	入院基本料 特定入院料
A 病棟	一般病床	急性期	50	40	△10	
B 病棟	一般病床	回復期	30	40	+10	
(新)C 病棟	一般病床	回復期	0	40	+40	
計			80	120	+40	

※ 病床機能区分は、提出時点では平成 29 年度病床機能報告を踏まえて記載してください。

(3) 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性について

(4) 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性について

(5) 当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について

(6) 当該区域において不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合、その理由等について

### 3 開設 (増床) 予定の病院 (診療所) の概要

(1) 開設 (増床) 予定者の概要

(2) 着工予定日及び開業予定日 (工程表の作成を要す。)

(3) 診療科目の概要

(4) 医療従業者の概要 (医師確保及び看護師確保の計画等を含む。)

(5) 計画建物の概要

## 別紙) 整備計画の説明に必要な事項等

### (6) 計画敷地の概要

- ア 土地の取得(賃貸借)状況
- イ 都市計画法に基づく都市計画区域、用途地域の別
- ウ 現況の地目、地積
- エ 農地転用の有無及び完了予定時期
- オ 市街地再開発事業、市街地改造事業、住宅街区整備事業、土地区画整理事業との関係の有無
- カ その他特記すべき事項

### 4 資金計画等

- (1) 土地取得費、・建築費(建築費及び造成費)、・その他の経費(主なもの)
- (2) 資金計画(自己資金・借入金)

### 5 周辺環境の諸対策

### 6 病床利用状況(増床計画の場合)

- (1) 病床利用率
- (2) 現病床の医療機能及び増床後の医療機能
- (3) 救急車の受入回数(人数)
- (4) その他特記すべき事項

### 7 その他添付書類

- (1) 開設(増床)予定地周辺の見取図
- (2) 建物の配置図(増床等の場合、現在と整備後の図面)
- (3) 各階の平面図(増床等の場合、現在と整備後の図面)
- (4) 地元市町村及び医師会の意見書

※上記(1)～(4)の書類について、受付期間までに間に合わない場合は、別途指定するヒアリング時まで提出してください。